

証券コード 2669
平成28年6月6日

株 主 各 位

名古屋市緑区徳重三丁目107番地

カネ美食品株式会社

代表取締役社長 三 輪 幸太郎

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年4月の熊本地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後6時30分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時

2. 場 所 名古屋市中区錦3-23-3
名古屋国際ホテル 2階 老松の間

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

受付開始時刻は午前9時を予定しております。

なお、例年開会前のお時間に株主様控室をご利用いただき
おりましたが、本年より株主様控室の準備はございません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項 第46期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する新たな報酬制度導入の件

以上



- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kanemi-foods.co.jp>）に修正後の内容を掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国の経済は、中国など新興国経済の減速の影響により、輸出関連企業を中心とした企業活動の停滞が懸念されたものの、国内の景気全体としましては、好調な企業収益や雇用環境の改善傾向が持続するなど、緩やかな回復基調となりました。

当社を取り巻く環境におきましては、物価上昇への根強い警戒感による個人消費の伸び悩みに加え、原材料価格の上昇や他社との競争激化など、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような経営環境の中、当社は安全で安心な商品の提供はもとより、さらなる商品力や販売力の強化、製造管理体制の整備など基本を見直し、事業全体の底上げを図ることにより、業績の拡大に努めてまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は899億39百万円（前期比5.0%増）となりました。利益面につきましては、経常利益は31億77百万円（同15.2%増）、当期純利益は18億15百万円（同3.6%増）となりました。

【テナント事業】

テナント事業におきましては、スーパーマーケット内に総合惣菜店舗8店舗を新規出店した一方で、不採算店舗9店舗を含む計14店舗を閉鎖したことにより、当事業年度末における店舗数は前期末と比べ6店舗減少の302店舗となりました。

運営面では、引き続き運営計画の精度を高め、適正な製造体制の確立に取り組み、時間帯に応じたタイムリーな商品提供やおすすめ商品の徹底的な売り込みなど、販売力の強化に注力してまいりました。

商品面では、品質の向上や商品ラインナップの充実を図るため、随時新たな製造機器を導入しました。中でもスチームコンベクションオーブンを使用した「チーズ焼きシリーズ」や、回転型炒め機を使用した「直火炒め炒飯」は、好調に推移しました。また昨年11月からは、今まで以上に素材

や製法にこだわり、ワンランク上の味に仕上げた「Kanemi PREMIUM (カネ美プレミアム)」シリーズを展開し、店舗の「格」を上げる売場づくり、接客教育に取り組んでまいりました。

これらの結果、テナント事業の売上高は449億48百万円(前期比3.7%増)となりました。

【外販事業】

外販事業におきましては、サークルKサンクス店舗への納品シェアの拡大に取り組み、前事業年度に実施した静岡県内での納品エリアの拡大や関西エリア全店舗への調理パンの納品に続き、昨年6月には関西エリア全店舗へ惣菜やスープ等の納品を開始することができ、全体の納品数量を大きく伸ばすことができました。

商品面では、従来より新商品の投入頻度を抑え、既存の売れ筋商品である唐揚げやおにぎり等の品質向上に集中的に取り組んでまいりました。

また設備面では、より一層ご飯を美味しく炊き上げるため、まずは京都工場・岡崎工場の2工場で炊飯設備を一新したほか、炒め機などの新たな生産設備を各工場に導入するなど、積極的な設備投資を実施したことにより、商品の味や完成度の追求、生産の効率化を図ってまいりました。

サークルKサンクス以外の納品先につきましては、JR東日本の駅構内店舗「NEWDAYS」や生活協同組合への宅配関連商品の納品は、引き続き安定的に推移しましたが、JR西日本の駅構内店舗におきましては、他チェーンへの看板替えの影響から徐々に納品店舗数が減少しており、今後の売上増加が見込めないと判断したため、本年3月をもって取引を終了いたしました。

これらの結果、外販事業の売上高は449億91百万円(前期比6.4%増)となりました。

【事業区分別売上状況】

部 門	第 45 期 (前事業年度) (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)		第 46 期 (当事業年度) (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)		前 期 比
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
	百万円	%	百万円	%	%
テナント事業	43,308	50.6	44,948	50.0	103.7
外 販 事 業	42,272	49.4	44,991	50.0	106.4
合 計	85,580	100.0	89,939	100.0	105.0

【当事業年度 新設店舗】

・総合惣菜店舗 8店舗

1. 白山店	石川県白山市	<ピアゴ白山店内>
2. コープおおぬか店	石川県金沢市	<コープおおぬか店内>
3. イセザキ店	神奈川県横浜市	<ピアゴイセザキ店内>
4. 守山店	愛知県名古屋市	<ピアゴ守山店内>
5. 碧南店	愛知県碧南市	<ピアゴ碧南店内>
6. アピタ磐田店	静岡県磐田市	<アピタ磐田店内>
7. アピタ岩倉店	愛知県岩倉市	<アピタ岩倉店内>
8. 座間店	神奈川県座間市	<ピアゴ座間店内>

【当事業年度 閉鎖店舗】

・総合惣菜店舗 5店舗

1. 松原店	滋賀県彦根市	<ピアゴ松原店内>
2. アピタ日吉店	神奈川県横浜市	<アピタ日吉店内>
3. アピタ石下店	茨城県常総市	<アピタ石下店内>
4. 清水高橋店	静岡県静岡市	<ピアゴ清水高橋店内>
5. アピタ守谷店	茨城県守谷市	<アピタ守谷店内>

・寿司専門店舗 8店舗

- | | | |
|------------------|----------|-------------|
| 1. 寿司御殿 鶉店 | 岐阜県岐阜市 | <ピアゴ鶉店内> |
| 2. 寿司御殿 森店 | 静岡県周智郡森町 | <ピアゴ森店内> |
| 3. 寿司御殿 アピタ豊田元町店 | 愛知県豊田市 | <アピタ豊田元町店内> |
| 4. 寿司御殿 妙興寺店 | 愛知県一宮市 | <ピアゴ妙興寺店内> |
| 5. 寿司御殿 八剣店 | 愛知県岩倉市 | <ピアゴ八剣店内> |
| 6. 寿司御殿 アピタ各務原店 | 岐阜県各務原市 | <アピタ各務原店内> |
| 7. 寿司御殿 大和店 | 愛知県一宮市 | <ピアゴ大和店内> |
| 8. 寿司御殿 多度店 | 三重県桑名市 | <ピアゴ多度店内> |

・洋風惣菜店舗 1店舗

- | | | |
|----------------|--------|-------------|
| eashion渋谷東急東横店 | 東京都渋谷区 | <東急百貨店東横店内> |
|----------------|--------|-------------|

② 設備投資の状況

当社における当事業年度の設備投資の総額は15億83百万円となり、その主なものは、次のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメントの名称	設 備 の 内 容	投資金額
テナント事業	店舗の新設	99
テナント事業	店舗の改装、店舗設備等の更新等	208
外販事業	生産設備の更新および増強等	1,274
その他	設備の更新等	1
合 計		1,583

③ 資金調達の状況

当事業年度において、特記すべき事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	期 別	第 43 期	第 44 期	第 45 期	第 46 期
		(平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	(平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) (当事業年度)
売 上 高(百万円)		81,145	84,566	85,580	89,939
経 常 利 益(百万円)		2,153	2,676	2,758	3,177
当 期 純 利 益(百万円)		1,013	1,201	1,751	1,815
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		101円77銭	120円71銭	176円21銭	183円46銭
総 資 産(百万円)		31,079	32,516	34,803	36,687
純 資 産(百万円)		24,348	25,091	26,705	27,964

(注) 当社は、平成25年10月1日付で非連結会社へと移行しております。このため、上表の数値はすべて計算書類の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、海外経済は緩やかな回復を維持するものの、当面力強さに欠ける状況が続く見込みであり、国内におきましても、企業の底堅い収益環境や雇用・所得環境の改善が支えとなり、景気の回復基調は持続することが期待されております。

当業界におきましては、原材料価格の上昇や企業間の競争激化などにより、先行き不透明な状況は続くものと予想されます。

このような状況の中、当社は主要取引先の経営統合を控え、他社との差別化を図るために、さらなる品質の底上げを第一とし、製造管理体制の整備や衛生管理の強化等、あらゆる面において精度を高めてまいります。

テナント事業におきましては、引き続き適正な製造体制の確立を推し進め、お客様が求める商品を、求めるタイミングで提供できるよう努めてまいります。また、定番商品の見直しに注力し、より美味しさにこだわった商品開発に取り組むとともに、必要な製造機器の導入も積極的に行い、美味しさの追求と製造の効率化を両立してまいります。

外販事業におきましては、食の安全・衛生管理に関する改善を継続して行い、管理体制の強化を図るための設備投資も必要に応じて行ってまいります。また同時により美味しい商品づくりを追求するとともに、最新の炊飯設備の導入やその他の生産設備の見直しを実施し、品質の向上と生産の効率化、衛生管理体制の強化を図ってまいります。

今後におきましては、先行き不透明な経営環境の中、様々な変化に柔軟に対応し、皆様に信頼され続ける企業であるために、当社の強みである豊富な販売チャネルと培ったノウハウを最大限に活かし、引き続き事業規模の拡大や収益基盤の強化など、さらなる成長に向けて一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社は、弁当・寿司・おにぎり・惣菜等の製造、販売を主たる業務としております。

① テナント事業

スーパーマーケットを中心に、百貨店や駅商業施設等に総合惣菜店舗、洋風惣菜店舗および寿司専門店舗を出店し、弁当・寿司・惣菜等の製造、販売を行っております。また、外食店舗として回転寿司等を運営しております。

② 外販事業

コンビニエンスストア向けの弁当・おにぎり・惣菜等の製造、納品や生活協同組合から夕食宅配の製造を受託しております。また、パイロット店舗として「サークルK名四弥富店」を運営しております。

(6) 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

- ① 本 社 愛知県名古屋市緑区徳重三丁目107番地
 ② 店 舗 302店舗

（単位：店舗）

都道府県名	総合惣菜店舗	寿司専門店舗	洋風惣菜店舗	計
福 島 県	1	—	—	1
茨 城 県	1	—	—	1
栃 木 県	2	—	—	2
群 馬 県	6	—	—	6
埼 玉 県	7	—	2	9
千 葉 県	3	—	4	7
東 京 都	7	—	12	19
神 奈 川 県	7	—	5	12
山 梨 県	3	—	—	3
長 野 県	4	1	—	5
新 潟 県	3	—	—	3
富 山 県	7	—	—	7
石 川 県	6	—	—	6
福 井 県	3	—	—	3
岐 阜 県	19	3	—	22
静 岡 県	23	5	3	31
愛 知 県	103	23	9	135
三 重 県	15	3	—	18
滋 賀 県	5	—	—	5
京 都 府	1	—	—	1
奈 良 県	2	1	—	3
大 阪 府	—	—	2	2
兵 庫 県	—	—	1	1
計	228	36	38	302

③ 工 場 15工場

- 十一屋工場 愛知県名古屋市港区宝神一丁目172番地
 天白工場 愛知県名古屋市天白区中坪町218番地
 岡崎工場 愛知県岡崎市高橋町字宇多利1-1
 多治見工場 岐阜県多治見市根本町十二丁目100番地
 津工場 三重県津市高茶屋小森町字向山1716-1
 袋井工場 静岡県袋井市山科字松田2875番1
 京都工場 京都府八幡市下奈良一丁目1-1
 羽島工場 岐阜県羽島郡笠松町田代字若宮1117-1
 新潟工場 新潟県新潟市江南区両川二丁目3927番17
 東海工場 愛知県東海市浅山三丁目119番地

横浜工場	神奈川県厚木市上依知上ノ原3007番2
京都南工場	京都府綴喜郡井手町大字井手小字扇畑15-2
埼玉工場	埼玉県狭山市大字根岸字中道通682-1
松戸工場	千葉県松戸市松飛台405
三田工場	兵庫県三田市テクノパーク13-1

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
1,253 (5,296)名	35.6歳	11.7年

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
テナント事業	747 (3,032)名	13名増(58名減)
外販事業	446 (2,245)名	24名増(71名減)
全社(共通)	60 (19)名	4名増(増減なし)
合計	1,253 (5,296)名	41名増(129名減)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、()内は外数でサポート社員の平成28年3月31日現在の在籍人員とパートタイマーおよびアルバイトのそれぞれ1人あたり1日8時間換算による月平均人員を合計したものであります。
2. 全社(共通)として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

当事業年度末においての借入金はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
(2) 発行済株式の総数 10,000,000株（自己株式119,406株を含む）
(3) 株主数 9,572名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ユニーグループ・ホールディングス株式会社	2,563千株	25.94%
三輪亮治	1,200千株	12.15%
伊藤忠商事株式会社	1,000千株	10.12%
三輪幸太郎	609千株	6.17%
三輪信昭	368千株	3.72%
カネ美食品共栄会	329千株	3.33%
株式会社昭和	228千株	2.31%
株式会社トーカン	208千株	2.11%
テーブルマーク株式会社	207千株	2.10%
カネ美食品社員持株会	140千株	1.42%

（注）持株比率は、自己株式（119,406株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	三 輪 亮 治	
代表取締役社長	三 輪 幸太郎	商品企画本部長
取 締 役	園 部 明 義	テナント事業本部長
取 締 役	吉 増 健	外販事業本部長
取 締 役	三矢本 利 昭	業務本部長
取 締 役	松 岡 正 明	公認会計士松岡正明事務所 所長
常 勤 監 査 役	中 川 邦 彦	
監 査 役	鈴 木 郁 雄	東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 社外取締役 東海東京証券株式会社 社外取締役
監 査 役	浜 屋 義 幸	

- (注) 1. 取締役松岡正明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役鈴木郁雄氏および監査役浜屋義幸氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- ①平成27年6月18日開催の第45回定時株主総会において、松岡正明氏は取締役に選任され、就任いたしました。
- ②平成27年6月18日開催の第45回定時株主総会の終結の時をもって、監査役黒柳紀昭氏は任期満了により退任いたしました。
4. 当社は、取締役松岡正明氏および監査役浜屋義幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	6名	134百万円
監 査 役	4名	25百万円
合 計	10名	160百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第24回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第24回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 上記には、平成27年6月18日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
4. 上記の支給額には、役員に対する賞与支給予定額が、以下のとおり含まれております。
- ・取締役6名 34百万円
 - ・監査役3名 5百万円

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

地 位	氏 名	兼職する法人等	兼職の内容
取 締 役	松 岡 正 明	公認会計士松岡正明事務所	所長
監 査 役	鈴 木 郁 雄	東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 東海東京証券株式会社	社外取締役 社外取締役
監 査 役	浜 屋 義 幸	該当なし	該当なし

- (注) 当社と公認会計士松岡正明事務所、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社および東海東京証券株式会社との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	松 岡 正 明	平成27年6月18日就任以降、開催された取締役会10回すべてに出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	鈴 木 郁 雄	当期開催の取締役会12回すべてに出席、同じく監査役会14回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	浜 屋 義 幸	当期開催の取締役会12回すべてに出席、同じく監査役会14回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款におきまして、社外取締役ならびに社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、現時点においては、責任限定契約を締結しておりません。当社定款に定める規定は次のとおりであります。

(社外取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(社外監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

④ 社外役員の報酬等の総額

	人 数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	3名	10百万円

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。なお、この場合には監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との責任限定契約に関する規定を当社定款には設けておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役、使用人の企業倫理意識の向上、コンプライアンスのため「企業行動憲章」を定め、研修を実施、実行化する。
- ・コンプライアンスの観点から取締役および使用人を対象とした「内部通報制度」を設置し、これに反する行為等を早期に発見し、是正に努める。
- ・コンプライアンスの徹底を図るため、総務部において継続的に研修等を実施し、指導を行う。
- ・重要な法務問題およびコンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士等の専門家と適宜協議し、指導を受けることとする。
- ・反社会的勢力による不当要求に対し、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法律で作成・保管を義務づけられている文書、会社の重要な意思決定、重要な業務執行に関する文書等について、法令・社内規程に基づくそれぞれの保存年限に従って保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理等に関し、個々のリスク（経営戦略面、業務運営面、環境面、安全・衛生面、災害面等のリスク）の責任部署において規則・ガイドライン等を制定し、研修を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ・取締役会の機能をより強化し、経営効率を強化するため、社長以下役付取締役等のメンバーが出席する連絡会を適時開催する。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の独立性ならびに実効性に関する事項
- ・必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が協議して行う。
 - ・監査役の要請に基づいて監査役スタッフを配置する場合、監査役スタッフは当然、取締役から独立し、専ら監査役の指示命令に従うものとする。
- (6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制および報告した事を理由として不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制
- ・取締役および使用人は、監査役（会）に対して、法令の規定事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス違反行為に関する報告、連絡、相談等の状況を速やかに報告する。
 - ・監査役に報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
- (7) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (8) その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役全員が取締役会に出席するほか、常勤監査役は、社長以下役付取締役等のメンバーが出席する連絡会、その他重要会議に出席し、取締役の職務執行に対し厳格な監督を行い、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。
 - ・監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスについて

- ・代表取締役社長に直属する内部監査室を設けており、内部監査室長の指示のもと、各部門の業務監査を実施し、その監査結果を社長および監査役に報告しました。
- ・コンプライアンスに反する行為等の早期発見を目的に、内部監査室を窓口とした「内部通報制度」を設置しており、通報により不正行為等が明らかになった場合には、速やかに是正措置および再発防止策を講じることのできる体制の整備に努めました。

(2) 職務執行の適正性と効率性の確保について

- ・当事業年度は毎月1回、計12回の取締役会を開催し、経営方針および戦略に関する重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督等を実施しました。
- ・経営環境の変化に対し、迅速に対応するため、取締役会以外にも社長以下役付取締役等のメンバーによる情報交換の場を適時設け、経営効率の向上を図りました。

(3) 監査役の監査体制について

- ・当事業年度は14回の監査役会を開催し、監査役会が定めた監査の方針や監査の計画等に基づき、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、協議ならびに決議を行いました。
- ・監査役全員が取締役会に出席するほか、常勤監査役は、その他重要会議に出席し、取締役会等の重要な会議における意思決定の状況および取締役会の決定に基づく代表取締役等による業務執行の状況に関し、適法性ならびに妥当性の視点から監査を行いました。
また、常勤監査役が内部監査室との連携により収集した情報等については、社外監査役との共有化を図り、組織的かつ効率的な監査をするよう努めました。
- ・会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するため、情報交換の場を適時設け、監査の効率性および実効性の向上を図りました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、一般にも高値での売抜け等の不当な目的による企業買収の存在は否定できないところであり、そのような買収者から当社の基本理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当然の責務であると認識しております。

また、株式の大量取得を目的とする買付けまたは買収提案に対して、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為または買収提案が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買付けに係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組みを予め定めるものではありません。

ただし、当社としては、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、社外の専門家を交えて当該買収提案の評価や株式取得者との交渉を行い、当該買収提案または買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否およびその内容等を速やかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向等を注視しながら、今後も継続して検討を行ってまいります。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,666,240	流動負債	8,334,464
現金及び預金	16,395,973	買掛金	2,757,634
売掛金	4,415,931	未払金	1,327,142
有価証券	499,980	未払費用	1,452,579
商品及び製品	10,458	未払法人税等	874,000
仕掛品	21,067	未払消費税等	376,861
原材料及び貯蔵品	442,463	預り金	56,615
前払費用	50,188	前受収益	3,932
繰延税金資産	593,486	賞与引当金	1,445,300
未収入金	154,030	役員賞与引当金	40,400
テナント預け金	71,473	固定負債	388,771
その他	11,185	長期未払金	117,001
固定資産	14,021,531	繰延税金負債	207,563
有形固定資産	10,898,825	資産除去債務	55,819
建物	3,808,689	長期預り保証金	8,388
構築物	391,535	負債合計	8,723,236
機械及び装置	2,258,087	(純資産の部)	
車両運搬具	166	株主資本	27,191,197
工具、器具及び備品	348,322	資本金	2,002,262
土地	4,092,024	資本剰余金	2,174,336
無形固定資産	109,388	資本準備金	2,174,336
ソフトウェア	102,131	利益剰余金	23,384,366
その他	7,256	利益準備金	81,045
投資その他の資産	3,013,317	その他利益剰余金	23,303,321
投資有価証券	1,259,189	別途積立金	10,300,000
関係会社株式	777,812	繰越利益剰余金	13,003,321
出資金	980	自己株式	△369,768
長期前払費用	39,927	評価・換算差額等	773,337
前払年金費用	628,075	その他有価証券評価差額金	773,337
差入保証金	273,742	純資産合計	27,964,535
会員権	4,050	負債・純資産合計	36,687,771
その他	29,539		
資産合計	36,687,771		

損 益 計 算 書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		89,939,891
売 上 原 価		76,851,811
売 上 総 利 益		13,088,079
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,020,374
営 業 利 益		3,067,705
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,271	
有 価 証 券 利 息	811	
受 取 配 当 金	49,809	
不 動 産 賃 貸 料	9,093	
受 取 保 険 金	18,877	
そ の 他	35,387	118,251
営 業 外 費 用		
不 動 産 賃 貸 原 価	7,000	
そ の 他	1,244	8,245
経 常 利 益		3,177,710
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	650	
収 用 補 償 金	8,274	8,924
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	101,562	
減 損 損 失	170,206	271,769
税 引 前 当 期 純 利 益		2,914,865
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,161,889	
法 人 税 等 調 整 額	△62,707	1,099,181
当 期 純 利 益		1,815,683

株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資本 剰余金	利 益 剰 余 金				自己 株式	株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,002,262	2,174,336	81,045	10,300,000	11,757,108	22,138,154	△290,894	26,023,859
当期変動額								
剰余金の配当					△569,471	△569,471		△569,471
当期純利益					1,815,683	1,815,683		1,815,683
自己株式の取得							△78,874	△78,874
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	1,246,212	1,246,212	△78,874	1,167,338
当期末残高	2,002,262	2,174,336	81,045	10,300,000	13,003,321	23,384,366	△369,768	27,191,197

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	681,551	681,551	26,705,410
当期変動額			
剰余金の配当			△569,471
当期純利益			1,815,683
自己株式の取得			△78,874
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	91,786	91,786	91,786
当期変動額合計	91,786	91,786	1,259,125
当期末残高	773,337	773,337	27,964,535

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

製品・仕掛品・原材料	総平均法による原価法 ただし、生鮮品は最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
商 品	売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯 蔵 品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	4～50年
構 築 物	7～50年
機 械 及 び 装 置	5～10年
車 両 運 搬 具	4年
工具、器具及び備品	3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払に充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、3年による定額法によりそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末における年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した額を超過しており、前払年金費用として計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は発生事業年度の費用として処理をしております。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において区分掲記しておりました「無形固定資産」の「借地権」、「商標権」、「電話加入権」、「施設利用権」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めております。

なお、前事業年度における「借地権」、「商標権」、「電話加入権」、「施設利用権」はそれぞれ105,956千円、161千円、31,757千円、10,956千円であります。

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取保険金」は、重要性が増したため、当事業年度において区分掲記しております。

なお、前事業年度における「受取保険金」は3,775千円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

建 物	6,463,847千円
構 築 物	1,717,007
機 械 及 び 装 置	6,000,073
車 両 運 搬 具	593
工具、器具及び備品	1,819,344

2. 取締役、監査役に対する金銭債務

金 銭 債 務	117,001千円
---------	-----------

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引以外の取引による取引高

営業取引以外の取引高	19,616千円
------------	----------

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	10,000,000株	—株	—株	10,000,000株
合 計	10,000,000株	—株	—株	10,000,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	96,106株	23,300株	—株	119,406株
合 計	96,106株	23,300株	—株	119,406株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加23,300株は、取締役会決議による市場買付け23,200株及び単元未満株式の買取り100株によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成27年6月18日 定時株主総会	普通株式	297,116千円	30円	平成27年3月31日	平成27年6月19日
平成27年11月9日 取 締 役 会	普通株式	272,354千円	27.5円	平成27年9月30日	平成27年12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
上記事項については、次のとおり決議を予定しております。

決 議 予 定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	321,119千円	利益剰余金	32.5円	平成28年3月31日	平成28年6月24日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な運転資金を差引いた後の余剰資金の運用については、元本の安全性の確保を最重要視し、リスクを極力避ける運用をするものとしております。

資金調達については、金融機関からの借入金等、調達する時点で最も効率的と判断される方法で実行するものとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。不測の損害が生じないようにするため、与信管理上の手続及び取扱基準を定め、売掛金の残高管理とともに異常が認められた場合は営業担当部門を通じて実態を把握するものとしております。

有価証券は、コマーシャルペーパーであり、発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、運用主管部署が発行体の格付、運用利回り等を基に安全性を適時検証しております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、把握された時価は四半期毎に取締役会に報告されております。営業債務である買掛金及び未払金は、締後1ヵ月以内の支払期日としており、短期間で決済されるものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(4) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち75.1%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の決算日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	16,395,973	16,395,973	—
(2) 売掛金	4,415,931	4,415,931	—
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	499,980	499,980	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	1,258,289	1,258,289	—
(5) 関係会社株式	777,812	777,812	—
資産計	23,347,987	23,347,987	—
(1) 買掛金	2,757,634	2,757,634	—
(2) 未払金	1,327,142	1,327,142	—
(3) 未払法人税等	874,000	874,000	—
負債計	4,958,776	4,958,776	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

有価証券はコマーシャルペーパーであり、短期間で償還されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、当該有価証券の今後の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (千円)
債券 コマーシャルペーパー	500,000

(4) 投資有価証券、(5) 関係会社株式

株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 非上場株式 (貸借対照表計上額900千円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産	
賞与引当金	443,707千円
賞与未払社会保険料	64,940
未払事業税	67,966
その他	16,873
繰延税金資産合計	593,486

(2) 固定資産

繰延税金資産	
退職給付信託拠出額	76,477千円
資産除去債務	17,024
長期未払金	35,685
減損損失	199,718
投資有価証券評価損	158,985
その他有価証券評価差額金	3,262
会員権評価損	9,106
その他	52,584
繰延税金資産小計	552,844
評価性引当額	△328,148
繰延税金資産合計	224,696
繰延税金負債	
前払年金費用	191,563
その他有価証券評価差額金	231,876
その他	8,820
繰延税金負債合計	432,259
繰延税金負債の純額	207,563

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別内訳

法定実効税率	32.7%
(調整)	
住民税均等割等	4.3
交際費	0.7
受取配当金	△0.1
評価性引当額の増加	1.6
税率変更による期末繰延税金資産の修正	1.3
所得拡大促進税制等の税額控除	△3.1
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の計算において使用した31.9%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は29,136千円減少し、法人税等調整額が39,629千円、その他有価証券評価差額金が10,493千円それぞれ増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	113,502千円
1年超	880,463
合計	993,965

関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他 関係 会社 の子会社	ユニー(株)	10,000,000	総合小売業	—	該無	当し	当社製品の委託販売	38,124,333	売掛金	1,388,412
	㈱サークルKサンクス	8,380,400	コンビニエンスストア	—	該無	当し	当社製品の販売	39,114,056	売掛金	1,894,618

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

ユニー(株)に対する当社製品の販売価額については、市場価格を勘案して決定しております。また、㈱サークルKサンクスに対する当社製品の販売価額については、市場価格を勘案して同社と取引している他の企業と同様の条件によっております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,830円25銭
2. 1株当たり当期純利益額	183円46銭

退職給付関係の注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。積立型である確定給付企業年金制度では、勤務期間、職能等級及び管理職点に基づいた一時金又は年金を支給します。

また、確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。

なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	3,027,292千円
勤務費用	280,802
利息費用	30,272
数理計算上の差異の発生額	332,391
退職給付の支払額	△67,904
退職給付債務の期末残高	3,602,854

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	3,461,975千円
期待運用収益	46,369
数理計算上の差異の発生額	△17,401
事業主からの拠出額	377,783
退職給付の支払額	△67,904
年金資産の期末残高	3,800,822

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が、期首残高に370,680千円、期末残高に250,745千円がそれぞれ含まれております。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	3,602,854千円
年金資産	△3,800,822
	△197,968
非積立型制度の退職給付債務	—
未積立退職給付債務	△197,968
未認識数理計算上の差異	△430,106
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△628,075
前払年金費用	△628,075
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△628,075

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	280,802千円
利息費用	30,272
期待運用収益	△46,369
数理計算上の差異の費用処理額	25,216
確定給付制度に係る退職給付費用	289,921

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国内債券	27.3%
国内株式	3.4
外国債券	7.2
外国株式	3.5
一般勘定	35.8
オルタナティブ	11.3
短期資金	4.9
その他	6.6
合計	100.0

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が6.6%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.3%
長期期待運用収益率	1.5%

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

カネ美食品株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷津良明 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井明紀子 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カネ美食品株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

カネ美食品株式会社 監査役会

常勤監査役 中 川 邦 彦 ⑩

社外監査役 鈴 木 郁 雄 ⑩

社外監査役 浜 屋 義 幸 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当期の業績、当社を取り巻く経営環境、今後の事業展開に備えた内部留保、安定配当の維持等を総合的に勘案することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、普通配当32円50銭とさせていただきます。なお、中間配当金（1株につき27円50銭）を含めた年間配当金は、1株につき60円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金32円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、321,119,305円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	みわ りょうじ 三 輪 亮 治 (昭和20年3月30日生)	昭和46年3月 当社設立 取締役 昭和47年5月 当社専務取締役 昭和57年5月 当社代表取締役社長 昭和61年12月 株式会社サンショク代表取締役社長 平成3年5月 株式会社デリカパレット多治見代表取締役社長 平成17年6月 当社取締役会長（現任）	1,200,911株
<p>(取締役候補者とした理由) 当社設立時より長年にわたって経営に携わり、中食企業としての事業基盤の形成や業績の拡大を牽引してまいりました。このような十分な実績と、豊富な経験や企業経営に関する高い見識を有することから、さらなる企業価値向上のために適切な経営判断がなされることを期待し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			
2	みわ こうたろう 三 輪 幸 太 郎 (昭和45年1月12日生)	平成5年3月 当社入社 平成9年4月 当社関東運営部長 平成9年6月 当社取締役関東運営部長 平成12年4月 当社専務取締役テナント関東事業本部長兼関東商品部長 平成13年4月 当社専務取締役テナント中京事業本部長兼物流部長 平成14年4月 当社専務取締役テナント事業本部長兼物流部長 平成16年6月 当社専務取締役営業統括兼新規事業担当 平成17年6月 当社代表取締役専務 平成18年6月 当社代表取締役専務兼テナント事業本部長 平成21年6月 当社代表取締役社長兼テナント事業本部長 平成24年4月 当社代表取締役社長 平成25年4月 当社代表取締役社長兼商品企画本部長（現任）	609,704株
<p>(取締役候補者とした理由) 長年にわたって経営に携わり、平成21年からは代表取締役社長として、品質の追求やブランドイメージの向上に注力し、事業規模の拡大を主導してまいりました。その十分な実績と豊富な経験、企業経営に関する高い見識を基に、さらなる企業価値向上のために適切な経営判断がなされることを期待し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	その園 べ あき よし 園 部 明 義 (昭和42年4月4日生)	平成5年4月 当社入社 平成15年4月 当社K-STAGE運営部長 平成22年4月 当社執行役員テナント事業本部 統括兼K-STAGE運営部長 平成23年4月 当社執行役員テナント事業本部 統括兼中京第1運営部長 平成24年4月 当社執行役員テナント事業本部 長 平成24年6月 当社取締役テナント事業本部長 平成25年4月 当社取締役テナント事業本部長 兼eashion第2運営部長 平成26年4月 当社取締役テナント事業本部長 (現任)	1,400株
		(取締役候補者とした理由) 長年テナント店舗の業務に携わり、近年では百貨店や駅ビル等への新規出店の推進や品質・サービスの向上に尽力し、テナント事業の発展の一翼を担ってまいりました。その実績や豊富な経験、培った人脈を活かし、さらなる企業価値向上のために適切な経営判断がなされることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。	
4	よし ます けん 吉 増 健 (昭和45年3月6日生)	平成6年4月 当社入社 平成16年4月 当社外販営業部長 平成22年4月 当社執行役員外販営業部長 平成25年4月 当社執行役員外販事業本部長兼 外販営業部長 平成25年6月 当社取締役外販事業本部長兼外 販営業部長 平成26年4月 当社取締役外販事業本部長 (現 任)	1,344株
		(取締役候補者とした理由) 長年にわたり外販事業の営業担当として、コンビニエンスストア部門における生産・物流体制の整備をはじめ、新規取引先の獲得や工場運営の効率化にも手腕を発揮し、業容の拡大と収益基盤の確立等、成果を上げてまいりました。その実績や豊富な経験、培った人脈を活かし、さらなる企業価値向上のために適切な経営判断がなされることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	みやもと とし あき 三 矢 本 利 昭 (昭和33年7月22日生)	昭和56年3月 当社入社	1,900株
		平成9年4月 当社経理部長	
		平成13年10月 当社財務部長	
		平成14年4月 当社執行役員財務部長	
		平成15年6月 当社執行役員業務本部経理・財務担当兼財務部長	
		平成19年10月 当社執行役員グループ管理部長	
		平成21年6月 当社取締役グループ管理部長	
		平成23年1月 当社取締役業務本部長 (現任)	
(取締役候補者とした理由)			
長年にわたって経理財務部門に携わり、新規上場時には中心となって業務を遂行するなど、専門分野において的確に判断し、経営を下支えしてまいりました。その経験と知見を活かし、さらなる企業価値向上のために適切な経営判断がなされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。			
6	まつ おか まさ あき 松 岡 正 明 (昭和24年6月25日生)	昭和48年11月 等松・青木監査法人 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所	—
		昭和51年9月 公認会計士登録	
		昭和63年7月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 社員就任	
		平成26年7月 公認会計士松岡正明事務所設立 (現在)	
		平成27年6月 当社取締役 (現任)	
(社外取締役候補者とした理由)			
公認会計士としての専門知識と数多くの新規公開業務に携われた経験を有しており、独立性と専門性を備えた幅広い見識を当社の経営に反映していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松岡正明氏は、社外取締役候補者であります。同氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
3. 松岡正明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任された場合、当社は独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

平成27年6月18日開催の第45回定時株主総会において、補欠監査役に選任された赤塚憲昭氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴(重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
あか つか のり あき 赤 塚 憲 昭 (昭和21年10月13日生)	昭和45年4月 株式会社東海銀行入行 平成11年4月 同行執行役員 平成12年6月 株式会社トーメン代表取締役専務 平成15年6月 株式会社セントラルファイナンス代表取締役常務 平成15年6月 株式会社シーエフプランニング代表取締役社長 平成17年6月 当社監査役 平成17年6月 株式会社セントラルファイナンス代表取締役専務執行役員 平成21年4月 株式会社セディナプランニング代表取締役 平成21年4月 株式会社セディナ取締役専務執行役員	—
<p>(補欠監査役候補者とした理由)</p> <p>当社の経営に対し、平成17年6月から平成23年6月まで、社外監査役として、客観的立場から必要に応じてご指摘をしていただいていること、また、長年にわたる豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営についてご指導いただけるものと判断し、引き続き補欠監査役候補者としました。</p>		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 赤塚憲昭氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

第4号議案 取締役に対する新たな報酬制度導入の件

1. 提案の理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」および「賞与」により構成されていましたが、今般、当社の取締役に対する役員報酬制度の見直しの一環として、取締役の「賞与」の一部を減額した上で、「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入いたします。

本制度は、下記2. に再度述べますが、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役（対象者は下記2. (2)のとおりとします。以下同じ。）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

本制度の導入は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とするものであります。本議案は、平成6年6月29日開催の第24回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬等（年額300百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与等を含まないものとします。）とは別枠で、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するためのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと思います。

本制度の導入は、以上のような目的によるものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第2号議案取締役6名選任の件を原案どおりご承認いただきますと、本制度の対象となる取締役の員数は、現在の取締役会長1名、代表取締役社長1名を除き3名（除く社外取締役）となります。

2. 本制度における報酬等の額および参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、

当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として役員株式給付規程に定める1事業年度毎の所定の時期において、同規程の定めに従い所定の受益者確定手続を行った日または取締役の退任日のいずれか早い日（以下、「受益者確定日」といいます。）以後、同規程の定める給付日とします。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（ただし、現在の取締役会長および代表取締役社長を除くものとし、また、社外取締役および監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

平成28年9月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、下記(6)および(7)に従って当社株式の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を、本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、下記(5)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、本議案をご承認いただいた場合、当社は、平成28年3月末日で終了した事業年度から平成32年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に対応する必要資金として35百万円を上限として金銭を拠出し、本信託を設定します。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として5事業年度毎に、以後の5事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、35百万円を上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に

残存する当社株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が次期対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、35百万円から残存株式等の金額（株式については、当該次期対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。

ご参考として、平成28年5月13日の終値3,410円での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当社が取締役への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額35百万円を原資に取得する株式数は、10,200株となります。

(5) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。当初対象期間につきましては、本信託設定後、遅滞なく取得するものとし、詳細につきましては、決定次第、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役に給付される当社株式の数の算定方法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位および当社の業績達成度等により定まる数のポイントが付与されます。かかるポイントの付与は、平成28年3月で終了した事業年度分より開始することを予定しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記(7)の当社株式の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、受益者確定日時点までに取締役に對し付与されたポイントを合計した数（以下、「確定ポイント数」といいます。）で確定します。

(7) 当社株式の給付時期

取締役は、役員株式給付規程に定める受益者確定日に所定の受益者確定手続を行うことにより、以後、同規程の定める給付日に、上記(6)で付与を受けた確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができます。

(8) 本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。係る方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

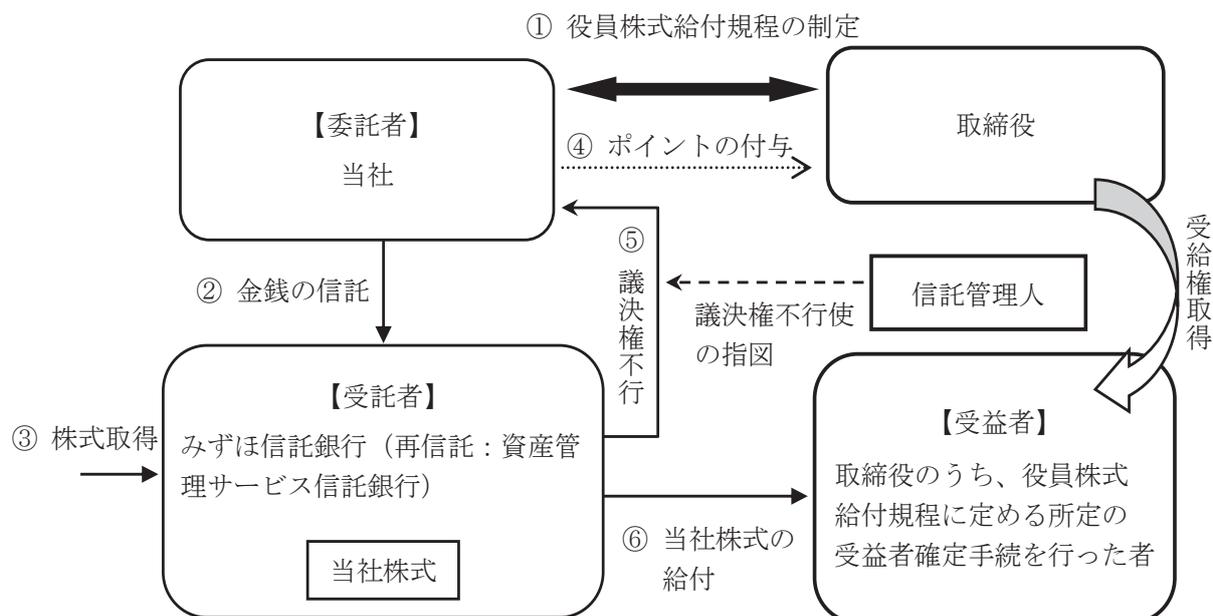
(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する取締役に対し、各々が保有するポイントの数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役のうち「役員株式給付規程」に定める所定の受益者確定手続を行った者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中区錦 3-23-3
名古屋国際ホテル 2階 老松の間

交 通 JR・名鉄・近鉄名古屋駅から車約10分
地下鉄栄駅 8番出口より徒歩約2分

